

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	八頭町特別医療費助成条例による医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八頭町は、八頭町特別医療費助成条例による医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

鳥取県八頭町長

## 公表日

平成31年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	八頭町特別医療費助成条例による医療費助成に関する事務
②事務の概要	八頭町特別医療費助成条例及び八頭町特別医療費助成条例施行規則に基づき実施するもので、身体障害者、知的障害者、精神障害者、18歳に達する年度末までの児童、特定疾病対象患者、児童を扶養しているひとり親の療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令により被保険者等が負担することとなる医療費について、全額又はその一部を助成するもの。 本事務における特定個人情報は、以下の事務手続きで取扱う。 ①受給資格申請の受付、認定、資格証発行事務 ②資格変更に関する届出の受付、登録情報変更、資格証発行事務 ③資格証再交付申請に基づく資格証の再交付事務 ④医療費の償還払申請の受付、審査、支払事務
③システムの名称	医療費助成システム(乳幼児) 医療費助成システム(ひとり親) 医療費助成システム(障害者) 団体内統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア マイナポータル
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費助成受給者情報ファイル 障害者医療費受給者情報ファイル ひとり親医療費受給者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 八頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 別表第1 1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び第10号 ・八頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 別表第2 2 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒680-0493  
鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課  
TEL:0858-76-0211

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

